

入学貸付・修学貸付のご案内

そろそろ受験のニュースが聞こえてくる時期になりました。進学に伴い入学金や授業料等のまとまった資金が必要となる方に対して、本組合が行っている入学貸付・修学貸付についてご案内いたします。

入学年度以外でも授業料等^(※1)については修学貸付を借り受けることができますので、ご自身の返済能力等^(※2)を勘案の上、お申込みください。

※1 支払期限の過ぎた貸付申込みは受理できませんのでご注意ください。資金計画はお早めに!!

※2 毎月の償還額が給料月額^(※1)の30%を超える場合又は年間の償還額が年収額の30%を超える場合は貸付けができません。(他の金融機関等への償還額を含む)

入学金を含む入学時に必要な資金の支払いに

入学貸付

◆貸付額

給料月額の6月分以内で必要経費の範囲内の額(最高200万円)で1万円単位

◆償還方法及び期間

- 毎月償還
- ボーナス併用償還(100万円以上の貸付から選択できます)
- ◆ 元利金等(毎月同一額を償還する)償還で貸付金額により償還回数は決まります。
- ◆ 貸付けを受けた月の翌月から償還が始まります。

授業料を含む修学費用の支払いに

修学貸付

◆貸付額

1月につき15万円で必要経費の範囲内の額(最高180万円/年)で1万円単位

◆償還方法及び期間

- 毎月償還
- ボーナス併用償還(100万円以上の貸付から選択できます)
- ◆ 元利均等(毎月同一額を償還する)償還で貸付金額により償還回数は決まります。
- 元金返済の据置の有無を選択(貸付申込時に申出必須)
据置期間は最長で当該学校の修業年限まで。据置期間中は貸付けの翌月から毎月利息のみ償還
※元金返済の据置を希望しない場合は、貸付けの翌月から毎月元利均等償還
※この申出による選択後は以後いかなる事由においても変更することはできません。



共通事項及び提出書類

◆借用事由

組合員又はその被扶養者(被扶養者でない子を含む)の入学・修学

◆貸付の対象となる学校

学校教育法に規定する高等学校・中等教育学校(後期課程に限る)・大学(大学院を含む)・高等専門学校・専修学校・各種学校とし、外国の教育機関についてはこれらに相当するもの

◆貸付利率

利率 年利 1.26%[平成30年10月1日現在]
※利率は、地方公務員共済組合連合会において算定される基準利率に連動して変動します。基準利率は、毎年9月30日までに算定され、翌10月から1年間固定して適用されます。

◆申込締切日

貸付決定日の前日(※本組合における受付締切日)

◆貸付決定日

毎月1日・15日(※休日の場合は翌営業日)

◆貸付金送金日(※休日の場合は前営業日)

1日決定分 → 同月25日 15日決定分 → 翌月10日

◆提出書類

～入学貸付及び修学貸付の共通書類～

- 特別貸付申込書
- 授業料等費用の明細書(学校が発行したとわかるもの)
- 借入状況等申告書
- 印鑑登録証明書
- 住民票又は戸籍抄本(続柄が確認できるものに限る。ただし、被扶養者を除く)

～入学貸付に必要な書類～

- 入学許可書の写し又は合格通知書の写し
※所属所において「原本照合確認報告書」を添付

～修学貸付に必要な書類～

- 在学証明書
※入学初年度は入学許可書の写し又は合格通知書の写しでも可(所属所において「原本照合確認報告書」を添付)
- 特別貸付(修学)に係る貸増し申出書
※元金返済の据置をしている修学貸付に貸増しする場合に添付
※元利均等償還を開始している修学貸付については、貸増しとして申込みすることはできませんが、新たな貸付けとして申込み可能

★ 詳細については、共済事務担当課までお問い合わせください。